⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 16 : 00　26 July 2016

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 13 : 30　30 August 2016 (tenders brought or submitted by mail : 13 : 30　30 August 2016)

⑹　Contact point for tender documentation : Takaaki Okamoto, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―33 Sunport Takamatsu City, Kagawa-Pref 760―8554 Japan TEL 087―811―8304

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年７月１日

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長　内山　省吾

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　40

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　（仮称）博多駅前四丁目第二地区住宅施設棟・住宅棟他建設工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目１6番他

⑷　工事及びエレベーターの保守管理業務内容

①　工事内容　博多駅前四丁目第二地区住宅施設棟、住宅棟及び立体駐車場棟の建設に要する工事

ア　工事施工種別　既存構築物除却工事一式、屋外除却工事一式、整地工事一式、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式（ガス・給湯暖房設備工事を除く。）、エレベーター設置工事一式、機械式駐車装置設置工事一式、屋外工事一式

イ　建設する建物の概要

A　住宅施設棟　鉄筋コンクリート造
地上14階建１棟　住宅戸数137戸、
バスターミナル施設、
テナント４区画
延床面積　約10,500㎡

B　住宅棟　鉄筋コンクリート造
地上14階建１棟　住宅戸数79戸
延床面積　約6,000㎡

C　立体駐車場棟　収容台数80台

②　エレベーターの保守管理業務内容　住宅棟に設置するエレベーター２基の供用開始後20年間の保守管理業務

⑸　工期　平成28年９月下旬から平成30年８月15日（予定）

⑹　追加工事　無

⑺　工事の実施形態

①　上記⑵に示す工事（以下「本工事」という。）は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」及び「施工計画」等に関する資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

③　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

④　本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と「エレベーター保守管理業務に関する覚書」を交換する。

また、当該工事の完了時までに「エレベーター保守管理業務に関する覚書」に基づき、「協定書」を締結する。

⑤　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムにより難いものは、当機構九州支社長（以下「支社長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

なお、紙入札方式に関する申請については、九州支社総務部経理チームに承諾願を提出して行うものとする。様式については、当機構ホームページより入手すること。（「機構ホームページ」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「電子入札運用基準」よりダウンロード可能。）

2　競争参加資格　競争に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構九州地区における平成27・28年度の一般競争参加資格について、建築工事の認定を受けている者であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　当機構九州地区における平成27・28年度の一般競争参加資格の認定（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定）の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員も同じ。ただし、構成員のうち代表者以外の１社に限っては、1,100点）以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。

⑺　暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　当機構九州支社（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑽　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取り扱う場合がある。

⑾　次に掲げる工事の実績を有する者であること。

①　単体で申請の場合は、以下に掲げる条件を満たすこと。

平成18年４月１日から当公告日の前日までに完成し、引渡しが済んでいる本工事と同種の工事（以下「同種工事」という。）の元請としての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、２社の場合は出資比率が30％以上のもの、３社の場合は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

同種工事とは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上10階建て以上、100戸以上の共同住宅を含む複合用途建築物に係る新築建設工事とする。なお、一つの契約で複数棟ある場合は、１棟以上が10階建て以上の複合用途建築物であり、合計戸数が100戸以上であること（以下、全て同様。）。

②　共同で申請の場合は、以下のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。

イ　共同企業体の代表者は、上記①の要件を満たすものであること。

ロ　共同企業体の代表者以外の構成員については、平成18年４月１日から当公告日の前日までに完成し、引渡しが済んでいる以下に示す工事の元請としての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上５階建て以上、戸数50戸以上の共同住宅に係る新築建設工事とする。